

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和3年12月27日
【中間会計期間】	第64期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
【会社名】	株式会社六石ゴルフ倶楽部
【英訳名】	The Rokkoku Golf Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【本店の所在の場所】	三重県いなべ市北勢町大字阿下喜字北谷3290番地
【電話番号】	0594（72）3611
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【最寄りの連絡場所】	三重県いなべ市北勢町大字阿下喜字北谷3290番地
【電話番号】	0594（72）3611
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高又は営業収益 (千円)	268,796	235,154	270,595	538,928	474,906
経常利益 (千円)	39,839	11,383	26,617	63,431	11,028
中間（当期）純利益 (千円)	26,590	7,755	25,525	55,442	7,953
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
純資産額 (千円)	772,133	808,741	802,411	800,985	808,939
総資産額 (千円)	6,946,808	7,101,208	7,118,770	7,042,244	7,139,292
1株当たり純資産額 (円)	476,625	499,223	495,315	494,435	499,345
1株当たり中間（当 期）純利益 (円)	16,413	4,787	15,756	34,223	4,909
潜在株式調整後1株当 たり中間（当期）純利 益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.1	11.4	11.3	11.4	11.3
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	78,734	34,695	96,992	87,574	17,674
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	△2,880	42,481	△3,047
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△106,497	73,921	△72,385	△41,752	65,880
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	6,661	231,342	224,960	122,726	203,233
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	9 (6)	9 (4)	11 (6)	9 (3)	9 (3)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等の適用した後の指標等になっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数（人）	11(6)
---------	-------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社は、ゴルフ場経営事業のみの単一セグメント・単一事業部門であるため、当社全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

平成18年8月に労働組合は解散しましたが、労使間は円満な関係を維持しており、特記事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営指針及び、当社が優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が世界的に進んだことにより延期を余儀なくされていた東京オリンピック・パラリンピックが無観客ながら開催をされました。しかしながら引き続き自粛要請等の対応がなされ、厳しい状況は続いております。

ゴルフ業界におきましては、オリンピック効果や野外でのプレーとのことで上向く傾向が多少見られます。

このような状況の中、当社が経営するゴルフ場は、コースの維持管理に努めるとともに、顧客満足度向上を目的とした料金設定やプラン設定などを実施し、来場者の増員に努めた結果、1日当たり平均入場者数は前年同期比14名増加の172名となりました。ソーシャルディスタンスの励行と感染防止に努めた結果、当中間会計期間の来場者総数といたしましては、前年同期比2,824名増加の29,355名となりました。この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高が270,595千円で、前年同期比35,440千円の増加（前年同期比15.1%増）となり、営業利益は27,696千円（前年同期比135.8%増）、経常利益は26,617千円（前年同期比133.8%増）、中間純利益は25,525千円（前年同期比229.1%増）となりました。

また、当中間会計期間も入会保証金の返還請求により預り保証金が減少（純減少額33,843千円）し、入場者数の増加により、現金及び預金が前事業年度末の203,233千円から224,960千円と21,726千円増加しました。これらにより前事業年度末に比べ資産合計が20,521千円減少の7,118,770千円となり、負債合計が13,992千円減少の6,316,359千円となり、純資産合計が会計方針の変更等により6,528千円減少し802,411千円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純利益が38,249千円（前年同期比236.0%増）増加したものの、長期借入金の返済により、前中間会計期間末に比べ6,382千円減少（前年同期は231,342千円）し、当中間会計期間末には224,960千円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は96,992千円（前年同期比179.6%増）となりました。

これは主に、税引前中間純利益が38,249千円（同236.0%増）と増加し法人税等の支払額が20,926千円減少（同99.9%減）したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金2,880千円（前年同期はなし）となりました。

これは、固定資産取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は72,385千円（前年同期は73,921千円の獲得）となりました。

これは、会員預り金の返還による支出が21,525千円（同33.4%減）と減少したものの、長期借入れによる収入がなかった（前年同期は160,000千円の収入）こと等によるものであります。

③販売の実績

事業の内容	金額（千円）	前年同期比（％）
（ゴルフ場経営事業）		
ゴルフ場収益	246,822	116.3
食堂・売店売上高	22,564	109.2
入会登録料	1,207	52.9
合計	270,595	115.1

（注）収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前年同期について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

①当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当中間会計期間の経営成績等は「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。当社はスポーツ振興及び生涯スポーツとしてのゴルフライフを楽しんでいただける社交場を提供することを目指し、高いコースクオリティの維持向上やゴルファー人口の拡大と社会貢献に努めた結果、当中間会計期間は目標とする入場者数27,000人を達成し、確実に営業利益を確保し、内部留保の充実を図るという経営指針を遂行することができたものと判断しております。

具体的な当中間会計期間の経営成績等の状況に関する分析は次のとおりであります。

a. 経営成績等

1)財政状態

当中間会計期間の資産合計は、前事業年度末に比べ20,521千円減少し7,118,770千円となりました。

流動資産は5,980千円減少し306,775千円となりました。これは主に現金及び預金が21,726千円増加したものの、その他（前払費用等）の減少によるものであり、分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

固定資産は14,540千円減少し6,811,994千円となりました。これは主に減価償却費の計上があったことによるものであります。

当中間会計期間の負債合計は、前事業年度末に比べ13,992千円減少し6,316,359千円となりました。

流動負債は3,824千円減少し100,747千円となりました。これは主に未払法人税等が15,830千円増加したものの、短期借入金の返済により短期借入金が33,000千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は10,168千円減少し6,215,611千円となりました。これは主に収益認識会計基準等の適用により長期前受金が32,084千円増加したものの、預り保証金が33,843千円減少し、さらに長期借入金が9,996千円減少したこと等によるものであります。

当中間会計期間の純資産合計は、前事業年度末に比べ6,528千円減少し802,411千円となりました。これは主に新たな会計方針を遡及適用した累積的影響額を当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金から32,054千円減少したことと、当中間会計期間の中間純利益25,525千円を計上したこと等により、繰越利益剰余金が6,435千円減少したことによるものであります。

2)経営成績

売上高は、来場者総数が前年同期比2,824名増加の29,355名となった結果、前年同期比15.1%増の270,595千円となりました。

売上原価は、来場者数増加に伴い食堂原価の増加等により、前年同期比8.5%増の219,323千円となりました。

販売費及び一般管理費は、来場者が利用する予約サイトの支払手数料等の増加により、前年同期比10.5%増の23,574千円となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

今後のゴルフ業界の見通しとしては厳しい状況は続くものと思われ、当社の経営成績に重要な影響を与える季節や気候による入場者数の変動、財政状態に重要な影響を与える入会保証金の返還請求への対応が重要な課題と認識しております。これらに対して、好天時の集客強化として、各種イベントの増加や料金設定の見直しを図り確実に営業利益を確保するとともに、入会保証金の返還に対して内部留保の充実及び確実な資金繰り計画を立てることを実施いたしております。

② 資本の財源及び資金の流動性

当社の契約債務として重要な入会保証金は、入会日から10年間若しくは20年間据置した後、退会を希望する会員に返還することとなっております。現在、据置期間が経過した返還請求中の会員数が多く、返還計画に見合った必要な資金を長期借入金により資金調達することとしております。その他、設備投資については、耐用年数に見合ったリース期間のリース取引契約を締結することを基本としており、また、短期の運転資金需要は自己資金及び金融機関からの短期借入金で調達しております。

なお、令和3年9月30日現在、契約債務の残高としては、預り保証金5,925,019千円、有利子負債が長期借入金223,348千円、短期借入金5,500千円、リース債務63,095千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末現在における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800
計	1,800

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （令和3年9月30日）	提出日現在発行数（株） （令和3年12月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,620	1,620	非上場	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株制度 は採用しており ません。
計	1,620	1,620	—	—

（注）当社株式の譲渡又は取得について、株主および取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	—	1,620	—	90,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	名古屋市西区則武新町3丁目1番36号	14	0.86
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸1丁目6番1号	6	0.37
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須4丁目11番39号	5	0.30
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2丁目56番地	4	0.24
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	4	0.24
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	4	0.24
株式会社フジトランスコーポレーション	名古屋市港区入船1丁目7番14号	4	0.24
計	—	41	2.53

(注) 所有株式数第8位にあたる3株を所有する株主の人数が14名となっておりますので、上位7名のみの記載としております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,620	1,620	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	—	—	—
発行済株式総数	1,620	—	—
総株主の議決権	—	1,620	—

② 【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士櫻井由美子による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	203,233	224,960
売掛金	50,667	54,554
棚卸資産	916	1,372
未収還付法人税等	13,494	9,765
その他	44,443	16,123
流動資産合計	312,756	306,775
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	695,994	687,686
構築物（純額）	360,985	347,858
土地	※1 1,502,046	※1 1,502,046
コース勘定	3,500,025	3,500,025
リース資産（純額）	51,914	57,353
その他（純額）	324,600	324,508
有形固定資産合計	※2 6,435,567	※2 6,419,479
無形固定資産	165,510	165,510
投資その他の資産	225,458	227,004
固定資産合計	6,826,535	6,811,994
資産合計	7,139,292	7,118,770
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 38,500	※1 5,500
1年内返済予定の長期借入金	19,992	19,992
リース債務	14,243	16,256
未払法人税等	—	15,830
前受金	—	3,299
賞与引当金	2,190	4,675
その他	29,646	35,194
流動負債合計	104,572	100,747
固定負債		
長期借入金	213,352	203,356
リース債務	42,833	46,838
預り保証金	5,958,862	5,925,019
長期前受金	—	32,084
退職給付引当金	2,145	2,345
資産除去債務	5,948	5,967
その他	2,637	—
固定負債合計	6,225,779	6,215,611
負債合計	6,330,352	6,316,359

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	547,668	547,668
資本剰余金合計	547,668	547,668
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4,148	4,055
繰越利益剰余金	167,122	160,687
利益剰余金合計	171,271	164,742
株主資本合計	808,939	802,411
純資産合計	808,939	802,411
負債純資産合計	7,139,292	7,118,770

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	235,154	270,595
売上原価	202,074	219,323
売上総利益	33,080	51,271
販売費及び一般管理費	21,335	23,574
営業利益	11,744	27,696
営業外収益	※2 1,050	※2 600
営業外費用	※3 1,411	※3 1,679
経常利益	11,383	26,617
特別利益	—	※4 11,631
税引前中間純利益	11,383	38,249
法人税、住民税及び事業税	2,996	15,830
法人税等調整額	631	△3,106
法人税等合計	3,627	12,724
中間純利益	7,755	25,525

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	547,668	547,668	4,332	158,984	163,317	800,985	800,985
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△86	86	—	—	—
中間純利益					7,755	7,755	7,755	7,755
当中間期変動額合計	—	—	—	△86	7,842	7,755	7,755	7,755
当中間期末残高	90,000	547,668	547,668	4,246	166,826	171,073	808,741	808,741

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	547,668	547,668	4,148	167,122	171,271	808,939	808,939
会計方針の変更による累積の影響額					△32,054	△32,054	△32,054	△32,054
会計方針の変更を反映した当期首残高	90,000	547,668	547,668	4,148	135,068	139,217	776,885	776,885
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△93	93	—	—	—
中間純利益					25,525	25,525	25,525	25,525
当中間期変動額合計	—	—	—	△93	25,618	25,525	25,525	25,525
当中間期末残高	90,000	547,668	547,668	4,055	160,687	164,742	802,411	802,411

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	11,383	38,249
減価償却費	27,633	32,041
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,260	2,485
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	327	200
受取利息及び受取配当金	△0	△1
支払利息	1,411	1,679
債務免除益	—	△11,631
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,871	△5,023
棚卸資産の増減額 (△は増加)	281	△455
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,065	△1,452
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,021	9,094
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	26,815	28,320
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△200	48
その他	67	1,310
小計	57,019	94,865
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	△1,398	△1,602
法人税等の支払額	△20,926	△0
法人税等の還付額	—	3,728
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,695	96,992
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	—	△2,880
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△2,880
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△36,000	△33,000
長期借入れによる収入	160,000	—
長期借入金の返済による支出	△19,992	△9,996
会員預り金の返還による支出	△32,328	△21,525
会員預り金の預りによる収入	5,000	500
リース債務の返済による支出	△2,758	△8,363
財務活動によるキャッシュ・フロー	73,921	△72,385
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	108,616	21,726
現金及び現金同等物の期首残高	122,726	203,233
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 231,342	※ 224,960

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商 品……最終仕入原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、残存価額については備忘価額(1円)としております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～59年

構築物 8～50年

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込み額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ゴルフ場経営事業

当社は、ゴルフ場経営事業である六石ゴルフ倶楽部の会員と入会契約により入会登録料を受領しております。当該支払いは、将来の財又はサービスの移転に対するものであり、将来の一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、進捗度は入会保証金の償還期間を勘案して合理的に見積もっております。

また、当社の保有するゴルフ場及びその関連施設の利用を会員及びビジターに提供し、ゴルフ場利用時及び売店食堂の財又はサービスの提供時に収益を認識しております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

仮払消費税及び仮受消費税は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、ゴルフ場会員との入会契約の対価である入会登録料収入については、従来、契約開始時に収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債は1,597千円増加し、固定負債は32,084千円増加しております。当中間会計期間の中間損益計算書は、売上高、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ1,292千円減少しております。

当中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書は、税引前中間純利益は1,292千円減少し、営業活動によるキャッシュ・フローのその他が同額増加しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は32,054千円減少しております。

当中間会計期間の1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益はそれぞれ20,316円、529円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、当中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
土地	34,960千円	34,960千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
短期借入金	38,500千円	5,500千円
合計	38,500	5,500

※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
	4,178,135千円	4,210,176千円

3. 保証債務

会社分割により、下記会社の債務については重疊的債務引受を行っております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
(株)桑名カントリー倶楽部 預り保証金	515,000千円	515,000千円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
有形固定資産	27,633千円	32,041千円

※ 2. 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
受取利息	0千円	1千円

※ 3. 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
支払利息	1,411千円	1,679千円

※ 4. 特別利益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
債務免除益	－千円	11,631千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,620	—	—	1,620
合計	1,620	—	—	1,620
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,620	—	—	1,620
合計	1,620	—	—	1,620
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	231,342千円	224,960千円
計	231,342	224,960
現金及び現金同等物	231,342	224,960

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、乗用カート及び乗用カート用ナビなどであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
資産計（※1）（※2）	—	—	—
(1) リース債務（※3）	57,077	55,662	△1,414
(2) 長期借入金（※4）	233,344	231,038	△2,305
負債計（※5）（※6）	290,421	286,700	△3,720

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未収還付法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※4) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(※5) 「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※6) 以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ返済期限が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができません。したがって、時価を把握することは極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
預り保証金	5,958,862

(※7) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当中間会計期間（令和3年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
資産計（※1）（※2）	—	—	—
（1）リース債務（※3）	63,095	62,241	△853
（2）長期借入金（※4）	223,348	221,518	△1,829
負債計（※5）（※6）	286,443	283,760	△2,683

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）「売掛金」、「未収還付法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※3）リース債務は、流動負債と固定負債を合算して表示しております。

（※4）負債の長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

（※5）「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※6）以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ返済期限が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価の表示をしておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
預り保証金	5,925,019

（※7）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の合理的においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

該当事項はありません。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産計	—	—	—	—
リース債務	—	62,241	—	62,241
長期借入金	—	221,518	—	221,518
負債計	—	283,760	—	283,760

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
前事業年度（令和3年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	5,814千円
時の経過による調整額	134千円
当事業年度末残高	5,948千円

当中間会計期間（令和3年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	5,948千円
時の経過による調整額	18千円
当中間会計期間末残高	5,967千円

(賃貸等不動産関係)
前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
34,960	—	34,960	55,912

(注) 当事業年度末の時価の算定方法は、固定資産税評価額を合理的に調整した金額であります。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に、前事業年度の末日に比して著しい変動がみられないため、記載を省略しております。

(棚卸資産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等） 関連情報 1. 製品及びサービスごとの情報に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、ゴルフ場経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、ゴルフ場経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プレー収入	食堂・売店売上	年会費	入会登録料	合 計
外部顧客への売上高	187,136	20,658	25,077	2,281	235,154

(注) 収益認識会計基準第89－2項に定める経過的な取扱いに従って、前中間会計期間について、新たな表示方法により組替えを行っておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プレー収入	食堂・売店売上	年会費	入会登録料	合 計
外部顧客への売上高	221,789	22,564	25,033	1,207	270,595

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益	4,787円	15,757円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	7,755	25,525
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	7,755	25,525
普通株式の期中平均株式数(株)	1,620	1,620

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	499,345円	495,315円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	808,939	802,411
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	808,939	802,411
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(株)	1,620	1,620

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益はそれぞれ、20,316円、529円減少しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第63期）（自 令和2年4月1日 至 令和年3月31日） 令和3年6月24日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月24日

株式会社六石ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

櫻井由美子 公認会計士事務所

愛知県名古屋市

公認会計士 櫻井 由美子

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社六石ゴルフ倶楽部の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社六石ゴルフ倶楽部の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。